令和８年度　埼玉県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修　募集要項

1　目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「小規模多機能型サービス等事業所」という。）の計画作成担当者または計画作成担当者になることが予定される者に対し、小規模多機能型サービス等事業所において利用者および事業の特性を踏まえた指定居宅サービスもしくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画または小規模多機能型居宅介護事業計画、看護小規模多機能型居宅介護事業計画もしくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識および技術を修得させ、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2　実施主体

埼玉県

3　実施方法

Zoomを使用したオンライン研修

4　研修日程

令和９年２月１８日（木）、令和９年２月１９日（金）

すべての日において、①ログイン可能は09:40以降、②研修開始は10:00、③研修終了は16:00、の予定です。

5　募集開始日・募集締切日等

(1)　別紙「日程一覧」をご覧ください。

(2)　受講料の振込に関する手続きについては、受講決定後、研修実施団体よりご案内いたします。（受講申込時点での受講料支払いは不要。）

6　定員

45名

定員を超える申込みがあった場合は受講いただけないことがあります。（申込の先着順ではありません。）

7　受講対象者

以下(1)～(4)の要件すべてを満たす方です。

(1)　所在地が埼玉県内（**さいたま市を除く**※）の、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任する者（既存の事業所において計画作成担当者を変更する場合を含む）。

※ 事業所がさいたま市にある方は、さいたま市が定める募集要項等を御確認ください。以下のさいたま市のホームページに掲載予定です。
https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/007/005/p016283.html

(2)　認知症介護実践研修（実践者研修）※を本研修日の前日までに修了している者（※旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を含む。）

(3)　介護支援専門員の資格を有している者※（※サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任予定で、本体事業所の介護支援専門員により居宅サービスの計画作成が適切に行われている場合は不要。）

(4)　インターネット環境（パソコン、インターネット環境やその接続スキル、WEBカメラやマイク等の機器設置など）を整え、実際に使用することのできる者※（詳細は、別紙「オンライン研修に係る留意事項」をご確認ください。）

8　受講料

4,400円（1人あたり）

オンライン研修の視聴環境の確保や通信料は受講者でご負担ください。

9　オンライン研修にあたり

本研修はZoomを使用したオンライン研修です。よって、本研修ではWEBカメラやマイク等の付いたパソコン等の設備が必須となります。研修中、受講者が映っていない等、出席が確認できない場合には修了を認めない場合があります。詳細は別紙「オンライン研修に係る留意事項」をご覧ください。

10 内容（カリキュラム）

別紙「Zoom研修プログラム」をご覧ください。

11 申込方法

(1) 「埼玉県電子申請・届出サービス」での申込です。

(2) 募集開始日に以下の研修ホームページに申込リンクを掲載します。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/keikaku.html

(3) 申込が完了すると、登録いただいたメールアドレスに、件名が「申込完了通知メール」というメールが届きます。ここに「整理番号」と「パスワード」が記されていますので、大切に保管してください。整理番号・パスワード等の照会は、理由を問わず応じられません。

(4) 申込受付期間中に、システムメンテナンスやシステム障害のため一時的にシステムが停止する場合や、ご使用機器に起因する通信回線上の障害等によって、申込締切時間に間に合わなかった場合でも一切責任を負いません。時間に余裕をもってお申込みください。なお、「整理番号」と「パスワード」が記された件名「申込完了通知メール」というメールが届いていれば、申込手続きが適切に完了していることを意味しています。

(5) 募集締切後、県は受講者の申込内容を各市町村に共有し、市町村の承認を得る手続きをします。受講要件を満たしていない等、市町村が受講者の申込を承認できなかった場合、県は申込を受理することができません。その場合は、市町村もしくは県よりご連絡いたします。

(6) 原則、郵送・FAXといった紙を使った申込はできません。

12 受講決定について

(1) 受講の可否に関わらず、申込者全員に対して通知します。

(2) 電子申請システムに入力していただいた受講者のメールアドレスあてにメールで通知します。

13 修了認定

(1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の指示に従わない場合に

は、受講を取り消すか、または修了を認めない場合があります。

ア　研修態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り、離席等）

イ　講師の指示に従わない場合（休憩時間含む）

(2) 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポートの提出を求めることや、修了を認めない場合があります。

(3) 修了証書は、**全**カリキュラム（**全**日程）を修了した方に、後日郵送いたします。遅刻、早退、欠席が生じた場合は全カリキュラムを修了したことになりません。また、修了証書は再発行いたしませんので大切に保管してください。

(4) 研修受講の際に、接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の遅刻あるいは欠席と同様の扱いとなり、修了の対象にはなりませんので十分ご注意ください。

14 注意事項

(1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしません。

(2) 一度お支払いいただいた受講料は返金できません。

(3) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに県および研修実施機関にご連絡ください。

(4) 研修受講の際は、県および研修実施機関からの受講上の諸注意を遵守してください。

15 本件に係る問合せ先

＜申込み方法・受講要件・その他研修全般に関するお問い合わせ先＞

担当：埼玉県福祉部地域包括ケア課　認知症・虐待防止担当

電話：048-830-3251（担当直通）

ﾒｰﾙ：a3250-05@pref.saitama.lg.jp

＜Zoomの操作・受講方法・受講料の振込・受講開始以後に関するお問い合わせ先＞

担当：一般社団法人　埼玉県介護支援専門員協会

電話：048-835-4343